

「ご契約のしおり一定款・約款」「更新（変更）のしおり一定款」 変更のお知らせ

「ご契約のしおり一定款・約款」「更新（変更）のしおり一定款」に記載されている内容が一部変更となります。

つきましては、変更点をお知らせしますので、誠に恐縮ですが「ご契約のしおり一定款・約款」「更新（変更）のしおり一定款」とともにご一読のうえ、保管いただきますようお願いいたします。

〈もくじ〉

[ご契約のしおり]

○基金の状況について・・ P. 1

[定款]

○定款の変更について・・ P. 1

● ご契約のしおり

「朝日生命は相互会社です」の項に記載されている「3. 基金の状況について」における基金の総額を以下のとおり変更いたします。（下線部が変更箇所です。）

当社の「基金の総額（基金と基金償却積立金の合計額）」は 2016年8月現在 2,570億円となっています。

● 定款

平成 28 年 8 月より、定款の一部を変更いたしました。
これに伴い、「ご契約のしおり」に記載されている内容を一部変更いたします。

●第6条を次のとおり変更いたします。

第6条 基金の総額

当会社の基金の総額（基金償却積立金の額を含む。以下同じ。）は2,570億円とする。

●附則を次のとおり変更いたします。

附則

第1条 平成 20 年度の基金の拠出者の権利に関する事項

1. 平成 20 年度の基金の拠出者に対しては、第 7 条第 1 項の基金の償却を、保険業法第 55 条第 2 項の範囲内で、基金拠出契約後 10 年経過後の償却期限の到来日までに行う。
2. 本条は、前項の基金の償却の時をもって自動的に削除する。この場合において、以下の 2 条を自動的に繰り上げる。

第2条 平成 27 年度の基金の拠出者の権利に関する事項

1. 平成 27 年度の基金の拠出者に対しては、第 7 条第 1 項の基金の償却を、保険業法第 55 条第 2 項の範囲内で、基金拠出契約後 10 年経過後の償却期限の到来日までに行う。
2. 本条は、前項の基金の償却の時をもって自動的に削除する。この場合において、次条を自動的に繰り上げる。

第3条 平成 28 年度の基金の拠出者の権利に関する事項

1. 平成 28 年度の基金の拠出者に対しては、第 7 条第 1 項の基金の償却を、保険業法第 55 条第 2 項の範囲内で、基金拠出契約後 10 年経過後の償却期限の到来日までに行う。
2. 本条は、前項の基金の償却の時をもって自動的に削除する。